

北海道選挙管理委員会告示第49号

平成30年10月18日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成30年10月19日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	91,270
03分の1の数	670,433

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	67,900	根室市	7,477
札幌市北区	80,281	千歳市	26,795
札幌市東区	74,342	滝川市	11,733
札幌市白石区	61,172	登別市	13,997
札幌市厚別区	36,801	恵庭市	19,422
札幌市豊平区	63,997	伊達市	9,919
札幌市清田区	31,875	北広島市	16,637
札幌市南区	40,081	北斗市	13,000
札幌市西区	61,322	空知地域	44,866
札幌市手稲区	40,050	石狩地域	22,101
函館市	75,738	後志地域	26,079
小樽市	34,671	胆振地域	15,683
旭川市	97,261	日高地域	19,087
室蘭市	24,689	渡島地域	26,202
釧路市	49,269	檜山地域	10,746
帯広市	47,444	上川地域	37,400
北見市	33,915	留萌地域	13,463
岩見沢市	23,830	宗谷地域	8,508
網走市	10,203	オホーツク東地域	17,321
苫小牧市	48,280	オホーツク西地域	19,617
稚内市	9,815	十勝地域	48,902
美唄市	6,533	釧路地域	17,331
江別市	33,961	根室地域	13,539
名寄市	7,917		

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,670
	03分の1の数	127,822
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	11,063
	03分の1の数	158,851
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	11,038
	03分の1の数	158,647
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,864
	03分の1の数	81,055